

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

伊平屋村は沖縄県の有人島としては最北端にあり、県都那覇市から北方約97km、運天港から41.1kmに位置する離島村で伊平屋島、野甫島からなっている。また、4.3km離れて伊是名村がある。

船舶が唯一の交通手段である本村では、天候不良によりフェリーが欠航すると、日常生活に必要な物資が届かないだけでなく、飲食店や宿泊施設においては飲食のサービスが提供できない。こうした地理的条件が本村における過疎化の大きな要因となっている。産業別就業者数も第1次産業17.8%、第2次産業21.9%、第3次産業が60.1%（平成27年国勢調査）と第3次産業の割合が高くなっている。

しかし、年少人口が減（平成27年237人（対平成22年比8%減））老年人口の減（平成27年326人（対平成22年比7.3%減））は人手不足や後継者不足など、伊平屋村の産業基盤を強化・発展させていく中で大きな課題となっている。

(2) 目標

伊平屋村では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者及び小規模企業者の先端設備等の導入を促進することにより、設備投資が活発な自治体の1つとなり、『活力みなぎる6次産業が息づく島』として発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

伊平屋村の産業は、農林水産業、建設業、サービス業等と多岐にわたり、多様な業種が伊平屋村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を促すため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

伊平屋村の産業は、農林水産業、建設業、サービス業等が、村内全域に多く存在し、これらすべての事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする地域は、村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

伊平屋村の産業は、上記のとおり多岐にわたり、多様な業種が伊平屋村の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く労働生産性を向上させる必要があるため、全業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。